

アスベスト対策のしおり

平成17年8月17日

アスベスト(石綿)が使用されている建築物又は工作物を解体する際には、周辺環境への汚染防止及び労働者の健康保護の観点から、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法、労働安全衛生法(石綿障害予防規則)に基づき、事前調査、届出、飛散防止措置、適正処理等の措置が義務付けられています。

1 石綿(アスベスト)とは

石綿(アスベスト)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。その後も、安価な工業材料でしたのでスレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散予防等が図られています。

2 なぜ危険？

石綿(アスベスト)は、丈夫で変化しにくいいため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫(悪性の腫瘍)などの病気を引き起こすおそれがあります。目に見えないくらい細い繊維のために、気づかないうちに吸い込んでしまう可能性があります。



耐火被覆(梁、柱)

3 どこに使用されている？

石綿(アスベスト)は、様々な用途に使用されてきましたが、特に建材に多く使われてきました。昭和30年頃から使われ始め、ビルの高層化や鉄骨骨材化に伴い、飛散性の高い吹付け石綿(アスベスト)は鉄骨構造物などの軽量耐火被覆材として昭和55年頃まで使用されてきました。

今後、吹付け石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体が増加することが見込まれます。



吸音・断熱(機械室、壁・天井)

建築物における施工部位の例

施工部位	石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内壁材	スレートボード、けい酸カルシウム板第一種、パルプセメント板
天井／床 吸音断熱材	石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止剤	屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床材	ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天 外装材	窯業系サイディング、スラグせっこう板、押出成型セメント板 スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第一種
耐火被覆材	吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆材 けい酸カルシウム板第二種
屋根材	スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

4 石綿等が使用されている場合には？

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや、天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹付けアスベストは、比較的規模の大きい鉄骨造の建築物の耐火被覆として使用されている場合がほとんどであり、戸建て住宅では、通常、使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性があります。

石綿障害予防規則において、吹付けられたアスベストが劣化等により粉じんを飛散させ、労働者がその粉じんに暴露するおそれがあるときは、除去、特殊な塗料を塗ること等による封じ込め、シートや板等でおおう囲い込み等の措置を講じなければならないこととされています。

5 アスベストによる環境汚染防止対策

アスベストによる環境汚染を防止するためには環境への放出をできる限り抑制する必要があります。大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業の実施にあたっては、次の事項に留意する必要があります。

吹付けアスベストを除去する際、大気中へのアスベストの飛散を防止するための留意事項 事前措置

- ア. ポリエチレンフィルム等により作業場所を隔離し、出入口には前室を設けること。
- イ. 天井等を被覆しているアスベストの内部に十分薬液等を浸透させるために必要な水圧、水量を確保できる散水装置を設けること。

作業時の措置

- ア. あらかじめアスベスト内部まで薬液等を浸透させるとともに、散水又は噴霧しながら作業を行うこと。
- イ. 作業場を負圧に保つとともに、排気口からアスベストの排出を十分抑制できる集じん・排気装置を使用すること。

事後措置

アスベストを含む廃棄物の処理にあたっては廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

その他

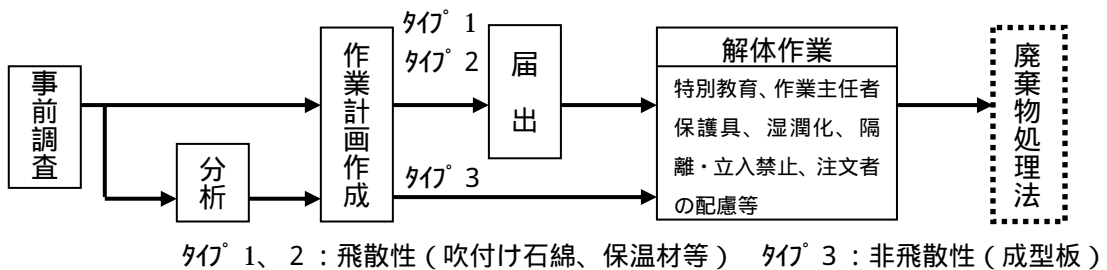
当該建築物の敷地境界においてアスベスト濃度測定の実施に努め、環境への影響を十分把握すること。

6 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等に係る法規制

(1) 以下の法規により規制されています。詳細については関係機関にお問い合わせください。

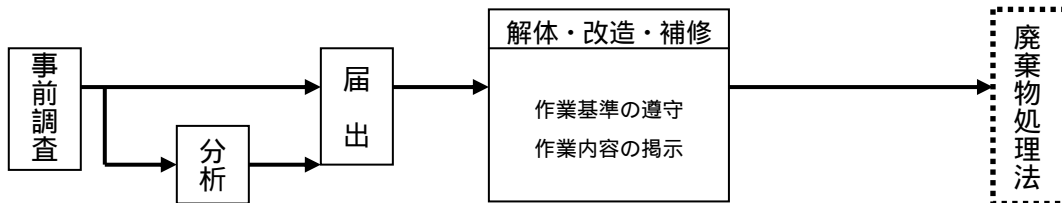
1. 労働安全衛生法・石綿障害予防規則

すべての建築物又は工作物の解体、破砕等



2. 大気汚染防止

特定建築材料（吹付け石綿、保温材等）が使用されている建築物の解体・改造・補修



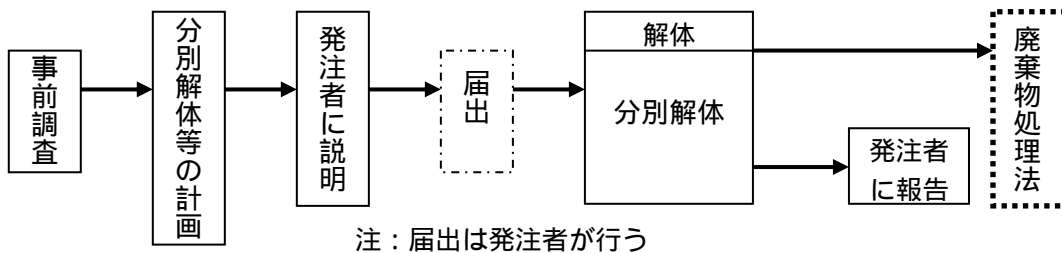
3. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

床面積の合計が 80m²以上の建築物の解体工事

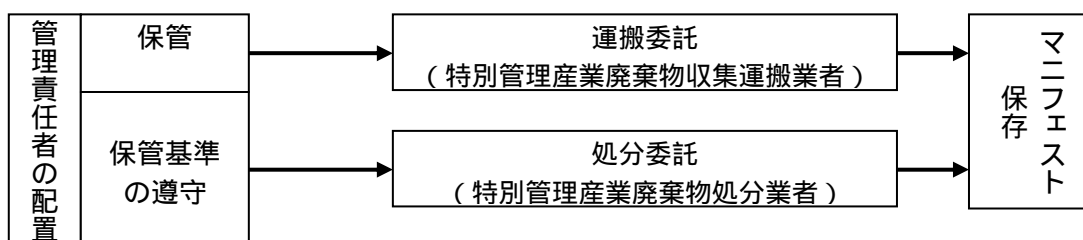
床面積の合計が 500m²以上の建築物の新築・増築工事

建築物の修繕・模様替（リフォーム）で請負金額が1億円以上の工事

建築物以外のものに係わる解体・新築工事（土木工事など）で請負金額が 500 万円以上の工事



4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

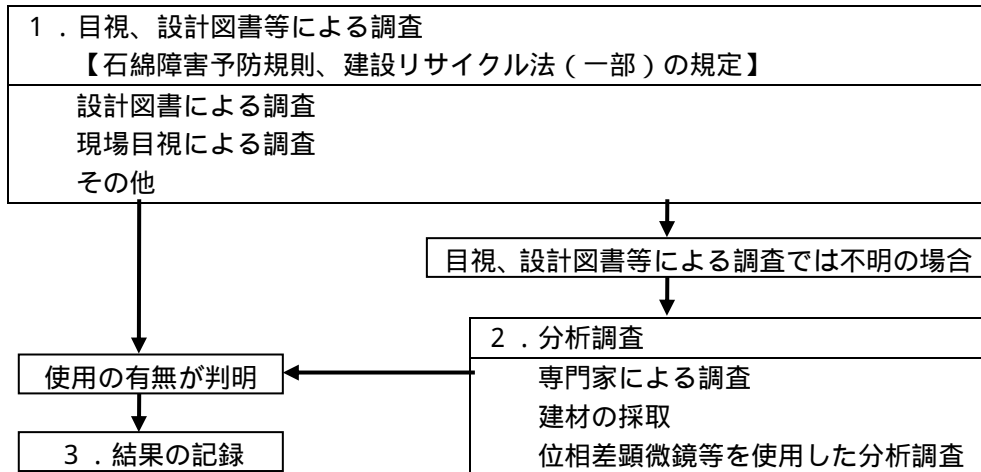


注：非飛散性アスベスト廃棄物については「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に沿うこと

(2) 石綿障害予防規則では、すべての建築物等の解体等の作業を行う場合には、事前調査を義務づけており、石綿等の有無を確認する必要があります。

石綿等の使用の有無を確認することは、解体工事従業労働者の石綿による健康被害の発生を防止する上で、確認してなくてはならない事項であり、その結果によって、各法令による届出や遵守規定等が該当します。

【事前調査方法】



【該当法規】

解体等の対象		関係法規	備考
石綿等が吹付けられた建築物等	耐火建築物又は準耐火建築物	労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 建設リサイクル法 廃棄物処理法	規模要件を設けている法規有り
	その他	石綿障害予防規則 大気汚染防止法 建設リサイクル法 廃棄物処理法	
石綿が張り付けられた建築物等 (粉じんを著しく飛散するおそれがあるもの)		石綿障害予防規則 大気汚染防止法 (建設リサイクル法) 廃棄物処理法	石綿等の有無にかかわらず、建設リサイクル法による分別は必要
、 以外の建築物		石綿障害予防規則 (建設リサイクル法) 廃棄物処理法	

(は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材を指すものである。)

7 建築物に吹付けられた石綿の管理（石綿障害予防規則第10条）

石綿障害予防規則では、建築物に吹付けられた石綿について次のとおり規定しています。

- (1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じん曝露のおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- (2) 事業所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じん曝露のおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。

「除去」、「封じ込め」及び「囲い込み」については、石綿等が使用されている建築物又は工作物の除去に係る法規制に従って適切に作業を行う必要があります。

8 問い合わせ先一覧

1. 労働安全衛生法、石綿障害予防規則に関する問い合わせ先

機関名	電話番号
栃木労働局（安全衛生課）	028-634-9117
宇都宮労働基準監督署	028-633-4251

2. 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出に関する問い合わせ先

機関名	電話番号
宇都宮市環境部環境保全課	028-632-2407

3. 廃棄物処理法に関する問い合わせ先

機関名	電話番号
宇都宮市環境部廃棄物対策課	028-632-2928

4. 建設リサイクル法に基づき分別解体等の事前届出に関する問い合わせ先

機関名	電話番号
宇都宮市都市開発部建築指導課	028-632-2573

5. 市内アスベスト分析受付機関

事業所名等	電話番号
(株)環境管理研究所	028-665-3153
(株)総研	028-622-9912
東亜サーベイ(株)	028-650-1804
(株)ピーシーコンサルタント	028-639-0353
文化総合企画(株)	028-637-2502
平成理研(株)環境分析部	028-660-1700

このしおりに関する問い合わせ先

宇都宮市環境部環境保全課 宇都宮市旭1-1-5 電話 028-632-2407